



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第2回定例会資料)

令和2年6月8日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）	1
承第 8号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	2
承第 9号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	4
議第51号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第52号	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	6
議第53号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	7
議第54号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8
議第55号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	10
議第56号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	11
議第57号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	13
議第58号	美濃加茂市介護保険条例等の一部を改正する条例について	16

[承第6号]

美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：1頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第4号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月23日
改正された法令	岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号）
条例改正に影響する条	附則第15条

○ 条例改正趣旨

岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、市が受け付ける申請書に傷病手当の申請書を追加するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 市において行う事務の追加（第2条関係）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金が支給されるにあたり、その申請書の提出の受付を市において行う事務に追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔承第8号〕

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

【議案書：25頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
条例改正に影響する施行日	公布の日、令和3年1月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	附則第15条、第29条、第59条から第62条まで

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、地方税法等が改正されたことに伴い、市税条例について、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

（新型コロナウイルス感染症関連）

○ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（附則第6条の2関係）

新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に追加された事業用家屋及び構築物に対する課税標準を零とします。

○ 軽自動車税の環境性能割の非課税措置の延長（附則第12条の2関係）

対象とする取得期限を、令和3年3月31日までとします。

○ 徴収猶予の特例に係る申請書又は添付書類の訂正等期限（附則第25条関係）

申請書又は添付書類の訂正等を求められた者は、法附則第59条第3項において準用する期限内に当該書類等を再提出しなければならない。

○ 市民税の寄附金税額控除の特例（附則第26条関係）

市長が指定する中止されたイベント（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であったものに限る。）により生じた入場料金等の払戻請求権を放棄した部分に相当する金額を寄附したものとみなし、市民税の寄附金控除を適用します。

○ 市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例（附則第27条関係）

入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、所要の要件を満

たした上で、令和3年12月31日までに入居できれば、住宅ローン減税の控除期間が13年間となる特別措置を適用します。

※固定資産税の特例措置、軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例に伴う減収については、国費により全額補填予定

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行します。

[承第9号]

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

【議案書：29頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
条例改正に影響する施行日	公布の日、令和3年1月1日
改正される法令	地方税法（昭和25年法律第226号）
条例改正に影響する条	附則第61条

○ 条例改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 引用条項の改正（附則第13項関係）

法附則第61条が追加されたことに伴い、所要の改正をするものです。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行します。

〔議第 5 1 号〕

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：73頁】

◎ **改正の概要**

○ **条例改正の趣旨**

地域手当の支給割合が異なる地域への職員派遣に対応できるよう条例を改正するものです。

◎ **改正の主な内容**

○ **地域手当（第 1 1 条の 2 関係）**

地域手当の支給割合が異なる地域への派遣職員の地域手当の支給割合を適正に行うために 100 分の 20 以内の割合で支給できるように改正し、規則で地域と支給割合を規定するように改正します。

◎ **施行期日等（附則）**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 1 条の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用します。

〔議第52号〕

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：74頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）
条例改正に影響する施行日	令和元年8月1日
改正される法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
条例改正に影響する条	法第13条、第14条第1項、第16条、第18条

○ 条例改正趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとなったため、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第16条関係）

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給において、自然災害による死亡であるかどうか判定が困難な場合等に、適正に審査・決定を行うため次のとおり災害弔慰金等支給審査委員会を設置します。

所掌事務	災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に関すること。
委員の構成	(1) 医師 (2) 弁護士 (3) 市長が適当と認める者
委員の定数	5人以内（必要があるときは、臨時委員を置くことができます。）
委員の任期	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。



〔議第 5 3 号〕

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：80頁】

◎ 改正の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）第 1 4 条第 2 項の規定「審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」に基づき、市の成年後見制度の実施及び推進を調査させる機関として、「美濃加茂市権利擁護支援審議会」を附属機関として設置するものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市権利擁護支援審議会の設置（別表関係）

別表に美濃加茂市権利擁護支援審議会の項目を追加します。

所掌事務	(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 1 4 条第 2 項の基本的な事項の調査審議に関すること。 (2) 美濃加茂市権利擁護支援センターが実施する事業の監督に関すること。
委員の構成	(1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者 (2) 関係団体の代表者等
委員の定数	1 1 人以内
委員の任期	1 年

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第54号〕

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：82頁】

◎ 改正の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定「審議会その他の合議制の機関を置くように努める」に基づき、「美濃加茂市災害弔慰金等支給審査委員会」を設置します。委員会の設置に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について審議する委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項の規定「審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」に基づき、「美濃加茂市権利擁護支援審議会」を設置します。委員会の設置に伴い、美濃加茂市における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査し審議する委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものです。

◎ 改正の主な内容

○ 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（別表関係）

別表に美濃加茂市災害弔慰金等支給審査委員会及び美濃加茂市権利擁護支援審議会の項目を追加します。

区分	美濃加茂市災害弔慰金等支給審査委員会
根拠となる法律、条例等	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例
報酬の額	日額11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）
費用弁償	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額

区分	美濃加茂市権利擁護支援審議会
根拠となる法律、条例等	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例
報酬の額	日額11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は5,500円、2時間未満の場合は3,000円）

費用弁償	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費に相当する額
------	--------------------------------------

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

令和2年11月1日から個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付を開始することに伴い、印鑑登録証明書を多機能端末により交付することができるよう条例を改正するものです。

また、コンビニ交付の開始に伴い、市役所夜間受付に設置している自動交付機を、保守延長可能期間満了日(令和4年9月30日)を目途に廃止するため条例を改正するものです。

◎ 改正の主な内容

第1条 美濃加茂市印鑑条例の一部改正

○ 多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付(第10条の4関係)

多機能端末機による交付を可能とするため、印鑑登録証明書の申請及び交付に関する規定を追加するものです。

第2条 美濃加茂市印鑑条例の一部改正

○ 自動交付機による印鑑登録証明書の申請及び交付の廃止(第10条の2及び第10条の3関係)

自動交付機の廃止に伴い、自動交付機に関する規定を削るものです。

◎ 施行期日等(附則)

○ 第1条による改正は、令和2年11月1日から施行します。

○ 第2条による改正は、公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
条例改正に影響する施行日	公布の日（令和元年5月31日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
改正される法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
条例改正に影響する条等	第7条、第16条、第17条、第55条及び附則第3条

○ 条例改正趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、個人番号通知カードが令和2年5月25日から廃止されることから、通知カードの再交付を行いません。そのため、再交付手数料の規定を削るものです。

また、個人番号カードを利用したコンビニ等の多機能端末機による証明書交付を令和2年11月1日から開始するため、交付手数料を令和3年度末まで特例として100円減額する規定を追加します。

◎ 改正の主な内容

○ 個人番号通知カードの再交付手数料の削除（別表関係）

通知カード再交付手数料を1枚につき500円としていましたが、通知カードの再交付は行わないため削るものです。

○ 多機能端末機による証明書の交付手数料の特例（附則関係）

令和2年11月1日から令和4年3月31日までの間、多機能端末機を利用した一部の証明書の交付手数料を100円減額します。

対象となる証明書の交付手数料及び減額後の交付手数料の額については、次の表のとおりです。

対象となる交付手数料	減額後の交付 手数料の額
住民票写し等交付手数料	200円
戸籍附票写し交付手数料	
租税公課証明書交付手数料	
印鑑登録証明書交付手数料	

◎ **施行期日（附則）**

- 別表の改正は、公布の日から施行します。
- 附則の改正は、令和2年11月1日から施行します。

◎ 改正の概要

○ 条例改正趣旨

令和2年5月1日付け厚生労働省保健局国民健康保険課長からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準」により、減免規定を追加するものです。

国内の感染拡大防止のための休業要請や仕事の減少により収入が減少した被保険者への保険料の減免を国の規定した減免基準により減免を行うため、所要の改正を行うものです。今回の国の規定した減免基準により減免した保険料につきましては、全額国より財政支援されます。

◎ 改正の主な内容

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免（附則第8項及び第9項関係）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯の被保険者
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ次のアからウまでの全てに該当する世帯             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</li> <li>イ 主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合</li> </ul> </li> </ul>

	計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。 ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。
対象納期限	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある国民健康保険料

※減免割合及び減免額（要綱で規定します。）

○減免額の計算式

対象保険料額 (A × B / C) × 減額又は免除の割合 = 保険料減免額

○対象保険料額

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

○減額又は免除の割合

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	免除
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

・事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除とします。

・解雇等で国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行いません。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定します。

ア 対象保険料額算定のCの合計所得金額の算定に当たっては、非



自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用います。  
イ 減額又は免除の割合の合計所得金額の算定に当たっては、非自  
発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用います。

**◎ 施行期日等（附則）**

- この条例は、公布の日から施行するものです。
- 改正後の附則第8項及び第9項の規定は、令和2年2月1日から適用します。

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）
条例改正に影響する施行日	令和2年4月1日
改正された法令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
条例改正に影響する条	第38条

○ 条例改正趣旨

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、昨年からの介護保険料の軽減措置が行われてきた第1段階から第3段階までの第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を改正することに伴い、必要な条例改正を行うものです。

また、令和2年4月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について」により、減免規定を追加するものです。

国内の感染拡大防止のための休業要請や仕事の減少により収入が減少した被保険者への保険料の減免を国の規定した減免基準により減免を行うため、所要の改正を行うものです。今回の国の規定した減免基準により減免した保険料につきましては、全額国より財政支援されます。

◎ 改正の主な内容

○ 低所得者（第1段階から第3段階）の保険料の軽減強化（第2条関係）

介護保険料基準額（年額）		64,800円	
所得段階		割合	保険料年額
第1段階	改正前	0.31	20,080円
	改正後	0.3	19,440円
第2段階	改正前	0.51	33,040円
	改正後	0.5	32,400円

第3段階	改正前	0.71	46,000円
	改正後	0.7	45,360円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免（附則第8条関係）

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯の第1号被保険者
要件	<p>①新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。</p>
対象納期限	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある介護保険料

※減免割合及び減免額（要綱で規定します。）

- ・要件①に該当する場合 保険料額の全部
- ・要件②に該当する場合 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等（条例附則第8条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。）に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合に

は、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	免除
200万円を超えるとき	10分の8

◎ 施行期日等（附則）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定は令和2年2月1日から、改正後の第2条及び経過措置の規定は令和2年4月1日から適用します。
- 経過措置として、改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料は従前の例によるものとします。